（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

愛知県
選挙管理委員会
-8.6.16
第　号

（ふりがな）　たんのみどりのつばさかい

1 政治団体の名称　丹野みどりの翼会

2 主たる事務所の所在地　豊田市十塚町3－34－1

3 代表者の氏名　(姓) 丹野　(名) みどり

4 会計責任者の氏名　(姓) 赤佐　(名) 春奈

事務担当者の氏名
(姓) 赤佐　(名) 春奈
(電話) 0565-85-4310
(電話)
(電話)
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 丹野　(名) みどり

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名等	(姓) 丹野　(名) みどり
公職の種類等（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名等（２人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名等（３人目）	(姓)　(名)
公職の種類等（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

1188

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,096,711
（前年からの繰越額）	1,647,470
（本年の収入額）	2,449,241
支　出　総　額	2,599,984
翌年への繰越額	1,496,727

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	2,447,291	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	2,447,291	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	2,447,291	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	１件10万円未満のもの	1,950	
	合　　計	1,950	

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	丹野みどり	300,000	R7/12/1	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
2	丹野みどり	59,400	R7/12/9	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
3	丹野みどり	229,830	R7/12/13	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
4	丹野みどり	300,883	R7/12/16	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
5	丹野みどり	247,410	R7/12/16	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
6	丹野みどり	1,100,000	R7/12/26	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
7	丹野みどり	106,058	R7/12/27	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
8	丹野みどり	99,000	R7/12/27	豊田市四郷町六反田１１－４－２０７	衆議院議員	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,442,581				
	その他の寄附	4,710				
	合計	2,447,291				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	71,959	0	
(4) 事務所費	385,192	0	
小計	457,151	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	161,000	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,981,833	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	1,981,833	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	2,142,833	0	
合計	2,599,984		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	花代	11,000	R7/6/9	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町１－７－１	
2	資器材購入	59,400	R7/12/9	株式会社マツタニ	豊田市十塚町１－３８	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	70,400				
	その他の支出	1,559				
	合計	71,959				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	税理士報酬	29,937	R7/2/20	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
2	税理士報酬	29,937	R7/3/7	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
3	税理士報酬	29,937	R7/3/28	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
4	税理士報酬	29,937	R7/4/28	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
5	税理士報酬	29,937	R7/5/28	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
6	源泉所得税	18,378	R7/6/27	豊田税務署	愛知県豊田市常盤町一丁目105番地3	
7	税理士報酬	29,937	R7/6/30	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
8	税理士報酬	29,937	R7/7/28	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
9	税理士報酬	29,937	R7/8/28	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
10	税理士報酬	29,937	R7/9/29	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
11	税理士報酬	29,937	R7/10/28	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
12	税理士報酬	29,937	R7/11/28	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
13	税理士報酬	29,937	R7/12/29	岡本修司	豊田市高岡町竹後13－2	
14						
15						
	この頁の小計	377,622				
	その他の支出	7,570				
	合計	385,192				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	着物レンタル代	45,000	R7/4/14	晴れ着の丸昌下北沢店	東京都世田谷区北沢２－３６－１	
2	会費	11,000	R7/11/4	赤坂ごだいご	大阪市北区梅田１－１－３２０７	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	56,000				
	その他の支出	105,000				
	合計	161,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	チラシ印刷代	229,830	R7/12/13	神田印刷工業株式会社	愛知県名古屋市千種区松軒1丁目1番5号	
2	チラシ印刷代	247,410	R7/12/16	神田印刷工業株式会社	愛知県名古屋市千種区松軒1丁目1番5号	
3	新聞折込代	300,883	R7/12/17	株式会社中日総合サービス	名古屋市中区栄４－１４－５松下中日ビル５F	
4	動画作成費	1,100,000	R7/12/26	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジアビル7F	
5	チラシデザイン費用	99,000	R7/12/29	カンパニオ株式会社	大阪府大阪市北区天満２－７－１４アクアプレイス大阪レジェンドⅡ	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,977,123				
	その他の支出	4,710				
	合計	1,981,833				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　20日

政治団体の名称　丹野みどりの翼会

会計責任者の氏名　赤佐　春奈　赤佐

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和8年6月15日

丹野みどりの翼会
代表　丹野　みどり　殿

登録政治資金監査人 岡本修司
登　録　番　号　第　4958　号
研修終了年月日　平成28年1月19日

1　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、丹野みどりの翼会の令和7年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、丹野みどりの翼会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

丹野みどりの翼会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、丹野みどりの翼会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他従業者との間においても、同様である。

以　上